平成２６年（フ）第１６５号
高知市旭駅前町54番地２　アスターハウス408号
債務者　渋谷　広和
1　決定年月日時　平成26年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１６９号
高知市南万々171番地１　ジェムス・テン101
債務者　窪田　　夏
1　決定年月日時　平成26年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１１４号
札幌市東区北９条東７丁目１番25―311号
債務者　西野　真弓
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５３５号
札幌市東区北32条東２丁目１番11―405号
債務者　京谷　順子
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５６９号
札幌市手稲区金山１条２丁目５番５号　ＫＳマンションＢ号
債務者　吉田つかさ
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６４３号
札幌市手稲区西宮の沢３条２丁目２番11号
債務者　井島才絵子（旧姓梅津）
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６６９号
札幌市北区新琴似７条２丁目１番46―703号
債務者　佐藤　　篤
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６７４号
札幌市白石区南郷通11丁目南２番７号　ドエール南郷２Ｂ号、申立時の住所札幌市白石区本通17丁目北13番23―301号
債務者　金沢　美樹
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６９７号
札幌市南区澄川５条13丁目３番11号
債務者　田畑　美之
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６９８号
札幌市南区澄川５条13丁目３番11号
債務者　田畑　美幸
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７２６号
北海道石狩市生振206番地169
債務者　八鍬　利晴
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７２７号
北海道石狩市生振206番地169
債務者　八鍬　重子
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７５０号
北海道恵庭市文京町３丁目２番13―105号、申立時の住所北海道恵庭市桜町１丁目１番15号
債務者　谷本　晃二
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７５５号
札幌市北区百合が原４丁目２番30号　ピュアハイム百合が原Ｄ―１号
債務者　小田桐和子
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７５９号
札幌市豊平区平岸３条10丁目１番20号　桂ハイツ平岸201号
債務者　小山　英樹
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７６７号
札幌市中央区宮の森２条８丁目２番27―401号
債務者　大和田久己
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７７０号
札幌市北区北33条西10丁目３番11号　アークコート麻生南201号
債務者　長田　佳子
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７８４号
札幌市西区西野10条６丁目１番５―203号
債務者　伊藤　真実
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部